

20 モニタリング等について

本編第10章に示す事後調査とは別に、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして表20-1-1に示す工事期間中のモニタリング及び表20-1-2に示す完成後の測定を実施し、希少動植物に関する情報及び個人に関する情報など非公開とすべき情報を除き、結果について公表していく。

また、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境影響の大きい付帯施設（発生土置き場）についても、表20-1-3を基本として実施することを考えているが、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等により変更する場合があります、必要により専門家の助言等を踏まえて実施し、結果について公表していく。

表 20-1-1(1) モニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査期間の考え方	調査方法
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん等	工事ヤード周辺のうち予測値と環境基準等の差が小さい地点や寄与度の高い地点	工事最盛期に1回実施 (四季調査)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準の告示に定める測定方法 粉じん等についてはダストジャー法
		資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートのうち予測値と環境基準等の差が小さい地点や寄与度の高い地点（発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む）	工事最盛期に1回実施 (四季調査)	
騒音		各工事ヤードの周辺（評価書の予測地点を基本）	工事最盛期に1回実施 その他、常時計測を実施	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法
		資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート（評価書の予測地点を基本とする他、発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む）	工事最盛期に1回実施	「騒音に関する環境基準」に定める測定方法

表 20-1-1(2) モニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間 の考え方	調査方法
振動		各工事ヤードの周辺（評価書の予測地点を基本）	工事最盛期に1回実施 その他、常時計測を実施	JIS Z 8735 に定める測定方法及び「振動規制法施行規則」に定める測定方法
		資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート（評価書の予測地点を基本とする他、発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む）	工事最盛期に1回実施	
水質	浮遊物質 （SS）	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前に1回 工事中に毎年1回濁水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法
	水素イオン濃度 （pH）	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前に1回 工事中に毎年1回濁水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法
	自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素）	切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前に1回 工事中に1回以上濁水期に実施	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
		トンネル工事に伴い工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前に1回 工事中に1回以上濁水期に実施 その他、排水放流時の水質については定期的に測定	
地下水	水位	非常口（都市部）及び地下駅付近の地点	工事前の一定期間 工事中は継続的に実施 工事完了後の一定期間	「地下水調査および観測指針（案）」に定める測定方法

表 20-1-1(3) モニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間 の考え方	調査方法
水 資 源	自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素）	非常口（都市部）及び地下駅付近の地点 但し、酸性化可能性については、土壌汚染のモニタリングにより建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）に長期的な酸性化可能性のある値として定められた pH3.5 との差が小さい場合に実施	工事前に 1 回 工事中に毎年 1 回実施	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
	酸性化可能性		工事前に 1 回 工事中に毎年 1 回実施	「河川水質検査法（案）」等に定める測定方法
地盤沈下		非常口（都市部）及び地下駅付近の地点 大深度地下トンネルについては他事例を参考にして必要性を検討	工事前に 1 回 工事中は継続的に実施	変位計測の実施
土 壌 汚 染	自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素）	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い掘削土を仮置きする地点	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
	酸性化可能性	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い掘削土を仮置きする地点	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法

表 20-1-2 完成後の測定の計画

測定項目		測定地域・地点 の考え方	測定時期 の考え方	測定方法
騒音	換気施設	各換気施設の周辺の地点	供用開始後に1回実施	「特定工場に係る規制基準」に定める測定方法
振動	換気施設	各換気施設の周辺の地点	供用開始後に1回実施	JIS Z 8735 に定める測定方法及び「特定工場に係る規制基準」に定める測定方法
	列車走行	予測地点を基本に地点を選定	供用開始後に1回実施	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に定める測定方法
微気圧波		各非常口周辺の学校、住居等に配慮した地点	供用開始後に1回実施	微気圧波計を使用した現地測定
低周波音		各換気施設の周辺の地点	供用開始後に1回実施	「低周波音の測定に関するマニュアル」に定める測定方法
磁界		予測地点を基本に地点を選定	供用開始後に1回実施	「特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の解釈基準」に定める測定方法

表 20-1-3(1) 発生土置き場に関するモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間 の考え方	調査方法
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん等	発生土置き場に関する 影響検討の結果、環境基 準等との差が小さい地 点や寄与度の高い地点	工事最盛期に1回実施 (四季調査)	二酸化窒素および浮 遊粒子状物質につい ては環境基準の告示 に定める測定方法 粉じん等については ダストジャー法
		資材及び機械の運搬に 用いる車両の主要なル ートに関する影響検討 の結果、環境基準等との 差が小さい地点や寄与 度の高い地点	工事最盛期に1回実施 (四季調査)	
騒音		発生土置き場の周辺で 学校・住宅等に配慮した 地点	工事最盛期に1回実施	「特定建設作業に伴 って発生する騒音の 規制に関する基準」に 定める測定方法
		資材及び機械の運搬に 用いる車両の主要なル ート沿道の学校・住宅等 に配慮した地点	工事最盛期に1回実施	「騒音に関する環境 基準」に定める測定方 法
振動		発生土置き場の周辺で 学校・住宅等に配慮した 地点	工事最盛期に1回実施	JIS Z 8735 に定める測 定方法及び「振動規制 法施行規則」に定める 測定方法
		資材及び機械の運搬に 用いる車両の主要なル ート沿道の学校・住宅等 に配慮した地点	工事最盛期に1回実施	
水質	浮遊物質 量 (SS)	発生土置き場の工事排 水を放流する箇所の下 流地点	工事前に1回 工事中に毎年1回濁水 期に実施 その他、排水放流時の 水質については継続的 に実施	「水質汚濁に係る環 境基準」に定める測定 方法
	自然由来の重金 属 (カドミウム、 六価クロム、水 銀、セレン、鉛、 ひ素、ふっ素、ほ う素)	搬入する発生土につい て、搬入元における土壌 汚染のモニタリングに より土壌汚染対策法に 定める基準等との差が 小さい場合、発生土置き 場の排水路等の流末箇 所	工事前に1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における 自然由来重金属等含 有岩石・土壌への対応 マニュアル (暫定版)」 に定める測定方法

表 20-1-3(2) 発生土置き場に関するモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点 の考え方	調査期間 の考え方	調査方法
水 資 源	自然由来の重金属（カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素）	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングにより土壌汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場周辺の地下水位の高い箇所（井戸）等	工事前に1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
	酸性化可能性	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングにより建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）に長期的な酸性化可能性のある値として定められた pH3.5 との差が小さい場合、発生土置き場周辺の地下水位の高い箇所（井戸）等	工事前に1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「河川水質検査法（案）」等に定める測定方法

モニタリングや供用開始後の測定の結果については、東京都と調整のうえで公表を行う。

なお、発生土置き場に関するモニタリングの計画については、環境保全措置及び事後調査の計画に合わせて公表を行う。